

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する 省令案について（概要）

令和7年10月
林野庁企画課

I 改正の趣旨

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和7年法律第48号。以下「改正法」という。）及び森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（今後公布予定。以下「整備政令」という。）により、森林経営管理法（平成30年法律第35号）、森林法（昭和26年法律第249号）、森林経営管理法施行令（平成30年政令第320号）等が改正されることに伴い、及び関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）及び森林組合法施行規則（平成18年農林水産省令第46号）について、所要の改正を行うものである。

II 改正の概要

1 森林経営管理法施行規則の一部改正（省令案第1条関係）

（1）集約化構想の作成の細則の新設

集約化構想の基準、集約化構想の軽微な変更の具体的内容及び集約化構想の作成又は変更に係る公告・縦覧手続の細則について規定する。（新第37条から第40条まで関係）

（2）協議の場の実施に係る細則の新設

協議の場の設置の方法、協議の結果として取りまとめる事項及び集約化構想の作成に係る意向調査の調査事項について規定する。（新第43条及び第44条関係）

（3）集約化構想に基づく特例措置等に係る細則の新設

関係権利者に関する情報の提供、林道の開設及び改良に係る地域森林計画の変更等の要請並びに集約化構想の作成の申出の手続について規定する。（新第45条から第47条まで関係）

（4）権利集積配分一括計画（以下「一括計画」という。）の作成に係る細則の新設

一括計画の記載事項のうち農林水産省令で定める事項、一括計画等の公告の方法及び一括計画の作成手続の特例について規定する。（新第48条から第53条まで関係）

（5）その他改正法及び整備政令の施行に伴う規定の整備及び条項移動への対応並びに一部条項の表現の適正化を行う。

2 森林法施行規則の一部改正（省令案第2条関係）

（1）伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合として、危険木又は支障木を伐採する場合であって、その伐採の面積が著しく小さい場合を新たに加える。（新第14条第5号関係）

(2) その他改正法の施行に伴う規定の整備及び条項移動への対応等を行う。

3 森林組合法施行規則の一部改正（省令案第3条関係）

(1) 経営管理支援法人及び森林組合連合会が一定の場合に森林組合の一部事業を利用する場合を、森林組合の員外利用制限の特例の対象に加える。（第1条関係）

(2) 経営管理支援法人が一定の場合に森林組合連合会の一部事業を利用する場合を、森林組合連合会の員外利用制限の特例の対象に加える。（第106条関係）

Ⅲ 施行期日

改正法の施行の日（令和8年4月1日※）

〔※ 改正法の施行期日については、改正法附則第1条において、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、今後、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を定め、令和8年4月1日とする予定。〕